

平成31年度 東住吉小学校いじめ防止基本方針

いじめの防止等のための取組に係る達成目標

定期的な校内研修の実施，生活アンケートの実施，いじめに関する早期発見や相談体制の整備，学校いじめ防止基本方針の共通理解，夏季休業中に，7月までの取り組みの反省と取組内容改善，年度末に次年度いじめ防止基本方針提案を行う。

1 いじめ防止等に対する基本姿勢

「いじめは，どの学校でもどの学級でもどの子にも起こり得るものである。」という認識のもと，児童生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように，「いじめ防止基本方針」を策定した。いじめ防止のための基本姿勢として，以下の5つのポイントをあげる。

(1) いじめについての共通理解

「いじめは決して許されない」という学校風土をつくる

- (2) 児童の豊かな情操と道徳心を培う
- (3) あらゆる活動で児童が自己有用感や自己存在感を持てる取り組み
- (4) 学校と保護者の情報の共有をはかり，一体となった取り組み
- (5) 児童が自らいじめについて学び，取り組む

<東住吉小いじめゼロ宣言>

- ・だれにでもあいさつをしよう
- ・相手の気持ちを考えて言葉を使おう
- ・にこにこの日（にこにこ週間）で仲良くなろう

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

(1) いじめを生まない教育活動の推進

- 学校におけるいじめを生まない独自の取組の実施を一層促進する。
- 共同的な活動を通して，児童生徒自らが「絆づくり」をするために，教職員が「場づくり」を行う。
- 児童生徒が安心できる，自己存在感や充実感を感じられる「居場所づくり」を行う。
- 「生活アンケート」を月に1回以上実施し，学期に1回（年間3回程度）「いじめに特化した学校生活アンケート」を実施する。
- Q-U等を実施する学年・学級については，結果を分析し，実態に応じた支援を行う。特に，Q-Uにおける要支援群の児童生徒には，直ちに組織的かつ適切な支援を行う。
- アンケートに気になる記述が見られた児童については，個別の教育相談を行う。
- 「東住吉小いじめ防止対策委員会」を学期1回開催する。いじめの問題への組織的指導体制の整備等の取組を推進する。

- 管理職による校内巡回の強化を図る。
 - 児童生徒が主体となって、いじめがおこらない学級や学校をつくるという発想に立ち、いじめの未然防止の取組を進めていく「いじめゼロプロジェクト」を実施する。
- (2) 地域・家庭、関係機関との積極的連携
- 保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図るとともに、学校サポーター会議、学校警察連絡協議会等を活用する。
 - 日頃から学校と保護者とで児童の情報の共有化を図る。
 - ・いじめにつながるような行為、兆候を発見した場合は、必ず双方の保護者に連絡を入れて対応する。

3 いじめの早期発見・即対応（いじめの兆候を見逃さない取組等）

- (1) いじめに関する早期発見のための措置や相談体制の整備，被害児童の権利等を擁護する。
- (2) いじめの問題に対する学校の取組の充実のため、「いじめ対応マニュアル」（市教委作成）及び「いじめの早期発見・早期対応の手引」（県教委作成）の活用の一層の徹底を図る。
- (3) いじめに関する早期発見のための措置や相談体制を整備する。

4 いじめに対する措置（ネット上のいじめ，加害児童生徒への対応も含む）

- (1) 直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し，組織的に対応する。
- (2) 状況や対応の経緯等について，客観的な事実確認を行い，その結果を速やかに教育委員会に報告する。
- (3) 教育相談課等と連携し，被害児童をはじめ，被害児童の保護者や加害児童・保護者等へのカウンセリング等の心のケアを行う。
- (4) 毅然とした組織的指導の徹底を図り，いじめを行った児童への指導の徹底及び再発防止の徹底を推進する。
- (5) 学校だけでは対応が困難な事案に対して，教育委員会の支援チームの活用を行い，いじめの問題の早期解決に努める。
- (6) 被害児童の権利・利益を擁護するための配慮として，区域外通学や別室指導等柔軟な対応に努める。
- (7) インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たることを理解させる取組を行い，児童生徒に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図り，保護者への啓発も行っていく。
- (8) 加害児童生徒に対しては，人格の成長を旨として，教育的配慮の下，毅然とした態度で指導するとともに，SC，SSWとも連携して加害児童生徒が抱える問題の解決を図る。

5 重大事態への対応（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

児童の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるようなものについては，教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえ，早期に警察に相談・通報し，警察と連携した対応を取る。

6 いじめ防止のための職員研修

- (1) 教職員のいじめの問題に関する資質の向上を図るため、教育委員会と連携し学校基本方針の共通理解、いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施する。
- (2) 「いじめ対応マニュアル」、教職員向けリーフレット「いじめゼロに向けて」や「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用し、自らの対応を振り返るよう教職員への指導の徹底を図る。
- (3) いじめを未然に防止するために、Q-Uアンケートの分析・活用のための校内研修を実施する。
- (4) Q-Uアンケート実施後、事例検討会において、情報を組織的に共有し、支援方針を明確にする。
- (5) ネット上のいじめに関する校内研修を実施する。
- (6) 危機管理意識を向上する校内研修を実施する。

7 その他（各取組のPDCAサイクル等について）

- (1) 学校いじめ防止基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た学校いじめ防止基本方針になるようにし、また、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるようにする。
- (2) 策定した学校いじめ防止基本方針については、学校のホームページや通信等で広く周知を図るとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。
- (3) 学校基本方針に基づき、取組が適切に機能しているかを学校いじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直しを行う。

8 いじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止対策推進法 第22条関係）

(1) 組織の名称・役割

○ 名称

東住吉小学校いじめ防止対策委員会

○ 役割

- ・学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むにあたって、中核となる役割
- ・基本方針に基づく取組の推進や年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・いじめの相談・通報の窓口
- ・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・学校における、いじめであるかどうかの判断
- ・関係のある児童生徒への事実関係の聴取、組織的な指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携等

(2) 組織の構成

校長、教頭、主幹教諭、養護教諭、該当学年教諭、PTA 運営委員、学校サポーター委員、スクールサポーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

9 重大事態発生時の調査機関（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

(1) 組織の名称と役割

○ 名称

東住吉小学校いじめ防止対策委員会

○ 役割

- ・重大事態の発生について教育委員会への報告
- ・重大事態に係る事実関係の調査
- ・調査結果を教育委員会に報告
- ・調査結果について関係児童生徒及び保護者への情報提供

10 いじめ防止等の各取組の年間計画（P・D・C・Aを記入）

月	児童生徒等への取組 及び児童生徒の活動		職員研修等		チェック
4	学校いじめ防止基本方針作成 学校生活アンケート 清掃区域話し合い活動	D P P	いじめ防止基本方針作成 校内いじめ防止対策委員会	P D	
5	なかよし広場①② 学校生活アンケート	P D	校内いじめ防止対策委員会 玄関先訪問 東住吉小いじめ防止対策委員会	D D D	
6	いじめゼロ取組月間 Q-U アンケート 学校生活アンケート（無記名）	D D D	校内いじめ防止対策委員会 学校サポーター会議	D D	
7	生活習慣定着度調査 学校生活アンケート 情報教育規範意識授業（保護者含む）	D D D	校内いじめ防止対策委員会 教育相談 三者面談	CA D C	
8	いじめゼロサミット参加	D	夏季研修（Q-U 事例検討会） 夏季研修（いじめの早期発見） ・7月までの取組の反省 ・9月からの取組の確認	CA D C AP	
9	いじめゼロ実現プロジェクト 学校生活アンケート	D D	校内いじめ防止対策委員会 教育相談	D D	
10	児童会による取組 学校生活アンケート	D CA	校内いじめ防止対策委員会	D	
11	Q-U アンケート 学校生活アンケート（無記名）	D D	校内いじめ防止対策委員会 学校サポーター会議	D D	
12	学校生活アンケート	D	校内いじめ防止対策委員会 ・12月までの取組の反省 ・1月からの取組の確認 東住吉小いじめ防止対策委員会 冬季研修（Q-U 事例検討会）	C A C D CA	
1	児童会による取組 学校生活アンケート	CA D	校内いじめ防止対策委員会	D	
2	大縄集会 学校生活アンケート（無記名）	D D	校内いじめ防止対策委員会 教育相談 いじめ防止基本方針の見直し	D D CA	
3	学校生活アンケート	D	校内いじめ防止対策委員会	CA	